

# 土曜日の教育活動支援について

# 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」における検討結果について ① (中間まとめ(平成25年6月28日)・最終まとめ(同年9月30日))

## (1) 学校週5日制の趣旨

- **学校週5日制は**, 学校・家庭・地域の三者が互いに連携し, 役割分担しながら社会全体として子供を育てるという基本理念の下, **平成4年9月からの段階的实施を経て, 平成14年度から完全実施。**

(これまでの経緯等)

・昭和61年4月	臨時教育審議会(第2次答申)において提言
・平成4年9月	月1回の学校週5日制実施
・平成7年4月	月2回の学校週5日制実施
・ <b>平成14年4月</b>	<b>完全学校週5日制実施</b>

## (2) 土曜授業の実施をめぐる動き

- **公立学校の休業日**については, **学校教育法施行規則で規定**。ただし, 「特別の必要がある場合は, この限りでない」。

### ■ 学校教育法施行規則(抄)

第六十一条 **公立小学校における休業日は, 次のとおりとする**。ただし, 第三号に掲げる日を除き, 特別の必要がある場合は, この限りでない。

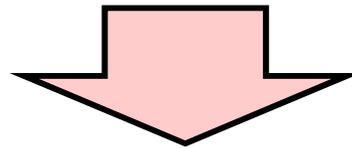
- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び**土曜日**
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日 (※中学校, 高等学校等においても同様)

- 近年, 一部の地域では授業時数の増加や, 保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から, **設置者の判断により, 土曜日に授業を行う学校も見られる。**
- **民間の世論調査等**において, **土曜授業の実施に対して高い支持**。
- 土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。

# 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」における検討結果について② (中間まとめ(平成25年6月28日)・最終まとめ(同年9月30日))

## (3) 土曜授業の実施に関する基本的方向

- 子供たちの成長にとって、土曜日をこれまで以上に充実したものとすることが肝要。このため、学校・家庭・地域の三者が連携し役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むべき。
- 「土曜授業」については、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして捉え、その推進を図る。



- まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行う。
- あわせて、土曜授業や、地域における土曜日の学習、体験活動等の場づくりの取組に対する支援を充実する。
- 全国一律での土曜授業の制度化は、今後、教育課程全体の在り方の中で検討。

# 土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

## 1. 改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。(平成25年11月29日公布・施行)

## 2. 主な改正内容

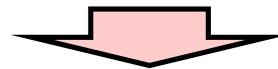
### 【改正前】

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、**特別の必要がある**場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

(※中学校、高等学校等においても同様)



### 【改正後】

- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、**当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める**場合は、この限りでない。

- 一～三 (略)

(※中学校、高等学校等においても同様)

# 土曜日の教育活動について

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

## ① 「土曜授業」について

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です(下図①)。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

## ② 「土曜の課外授業」について

このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります(下図②)。

## ③+④ 「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの(下図③)と、主体が公的でないもの(下図④)があります。

例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

### <土曜日の教育活動について>

主体が公的なもの(学校・教育委員会等)		主体が公的でないもの(NPO等)
③ 教育委員会等の管理下		④ NPO等による民間活動
教育課程内の学校教育 ① 「土曜授業」	教育課程外の学校教育 ② 「土曜の課外授業」	
「土曜学習」		

文部科学省としては、「土曜授業」や、「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり、その振興に取り組んでいきたいと考えています。

# 土曜日の教育活動推進プロジェクト①

## ～地域や企業の支援による教育力の向上～

25.11.29報道発表  
25.12.24時点更新

### ＜土曜日の教育活動推進に向けた具体的方策＞

1. 学校教育法施行規則の改正
2. 土曜日教育ボランティア運動の推進
3. 土曜の教育活動推進プラン(平成26年度予算案)の着実な実施

## 1. 土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正

- 子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。

## 2. 土曜日教育ボランティア運動の推進

- 官民の連携によって、「土曜日教育ボランティア運動」を推進することで、子供たちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現。教育ボランティアへの参加者も、これまで学んだ成果を生かす自己実現の機会に。

土曜日教育ボランティア応援団の設置  
(多様な賛同企業・団体で構成)



連携協力

土曜日教育ボランティア推進本部の設置  
(文部科学省) 本部長：文部科学大臣

大臣以下  
職員による  
率先実行!!

### ＜今後の主な取組＞

- (企業等と連携) ・ 賛同企業・団体等の協力による土曜日学習会など出前授業等の推進・普及啓発
- ・ 特設HP開設(企業・団体等の出前事業、学校や地域、PTA、おやじの会等の事例掲載)  
\* 学校・教育委員会と企業・団体とをつなぐマッチングも実施予定
- (文科省) ・ 文部科学大臣が教える土曜日学習会(12月14日(土)板橋区立成増小学校で開催)
- ・ 文部科学省職員によるボランティア参画の促進(事前研修やフィードバック)

# 土曜日の教育活動推進プロジェクト②

## ～地域や企業の支援による教育力の向上～

25.11.29報道発表  
25.12.24時点更新

### 3. 土曜日の教育活動推進プラン（平成26年度予算案）の着実な実施

#### ①学校における質の高い土曜授業の推進のための支援策

##### 土曜授業推進事業（1億円）

○質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及。＜委託事業：全国約35地域(約175校程度)をモデル地域として指定＞

#### ②地域社会や産業界と連携した土曜日の教育活動の充実のための支援策

##### 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業（13億円）

○土曜教育コーディネーターや土曜教育推進員(企業人(現役・退職された方)や、公務員、研究者、在外経験者等多様な人材を想定)を配置し、年間10回程度の体系的・継続的プログラムの実施を通じて、土曜日の教育支援体制等を構築。  
＜補助事業：小学校3,000校区、中学校1,500校区、高等学校等350校区＞

### ～これらの取組を着実に実施していくために～

#### ＜土曜日の教育活動の円滑な実施のためのアドバイザーの委嘱＞

- 土曜教育コーディネーターを対象とした、産業界との協働による研修会の企画・立案
- 効果的な取組の実践や、学校や企業等のマッチングに関する指導・助言
  - ・学校と地域社会や産業界等との連携、企業ボランティア参画のための仕組みづくり
  - ・土曜日ならではの効果的なプログラムづくり 等

#### ＜文部科学省職員によるボランティア参画の促進＞

- 土曜日の教育活動の推進のため、文部科学省職員によるボランティア参画を促進
- 教職経験のある職員による「教え方講座」など、事前研修やフィードバック